

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

平成 2 5 年 3 月 1 8 日	
原子力規制委員会 殿	
届出者 住 所 東京都台東区東上野1-28-9 氏 名 公益財団法人核物質管理センター 会 長 松浦 祥次郎 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 XXXXXXXXXX 所属 六ヶ所保障措置センター 電話 XXXXXXXXXX)	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地 108号
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	核燃料物質の使用の許可 平成 2 0 年 7 月 7 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成 2 5 年 3 月 1 8 日
協議した都道府県知事及び市町村長	青森県及び六ヶ所村
予定される要旨の公表の方法	公益財団法人核物質管理センターホームページにおいて公表する。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

六ヶ所保障措置センター
原子力事業者防災業務計画

平成25年 3月18日

公益財団法人核物質管理センター

修正来歴表（原子力事業者防災業務計画）

No	修正年月日	概 要
0	H 1 5 年 2 月 1 0 日	・ 作成（届出）
1	H 1 6 年 2 月 2 日	・ 組織改正の反映 ・ 行政機関組織改正の反映
2	H 1 9 年 8 月 7 日	・ 行政機関組織名称変更の反映 ・ 外部機関追加
3	H 2 4 年 5 月 1 5 日	・ 公益財団法人への移行に伴う法人名称の変更
4	H 2 5 年 3 月 1 8 日	・ 原子力規制委員会発足に伴う行政機関変更の反映及び 原子力災害対策特別措置法改定の反映 ・ その他所要の見直し

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 基本方針	2
第4節 原子力事業者防災業務計画の修正	3
第2章 原子力災害予防対策	4
第1節 防災体制の整備	4
1. 原子力防災組織	4
2. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者	4
3. 副原子力防災管理者の職務	5
4. 指令伝達、情報連絡及び報告の経路	5
第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備	5
1. 対策室	5
2. 退去必要者の集合場所	5
3. 放送設備	6
第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備	6
1. モニタリングポスト	6
2. 原子力防災資機材等	6
第4節 原子力防災活動で使用する資料の整備	7
第5節 防災教育・防災訓練	7
1. 防災教育	7
2. 防災訓練	8
第6節 関係機関との連携	8
1. 国との連携	8
2. 青森県及び六ヶ所村との連携	9
3. 地元防災関係機関等との連携	9
第7節 周辺住民に対する平常時の広報活動	9
第3章 特定事象等の措置	10
第1節 特定事象等発見時の通報	10
1. 管理課長への通報	10
2. 所外への通報	10
3. 日本原燃(株)への通報及び協力依頼	10
4. 対策本部の設置	11
5. 権限の行使	11
第2節 応急措置の実施	11
1. 事故状況の把握	11
2. 原子力災害の発生防止措置の実施	11
3. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	13
4. 経過及び概要報告	13

5. オフサイトセンターとの連携	14
6. 広報活動	14
第3節 特定事象時の緊急時体制の解除	15
第4章 緊急事態の措置	16
第1節 緊急事態応急対策	16
1. 原災法第15条に係る報告	16
2. 緊急事態応急対策の実施	16
3. 事業所外運搬事故における対策	16
4. オフサイトセンター等との連携	16
第2節 緊急時体制の解除	17
第5章 原子力災害事後対策	18
1. 復旧対策	18
2. 原子力防災要員の派遣等	18
3. 原因究明と再発防止対策の実施	18
4. 被災者の相談窓口の設置	18
第6章 他の原子力事業者等への協力	19

第1章 総則

第1節 目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、公益財団法人核物質管理センター（以下「核管センター」という。）六ヶ所保障措置センターの六ヶ所保障措置分析所（以下「保障措置分析所」という。）における原子力災害の発生防止及び拡大防止並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、事業者の責務の遂行に資することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画において用いる用語の定義は、次に定める。

1. 原子力災害

放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出される事態の発生により、周辺住民等の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

3. 特定事象

特定事象とは、別表－1に示す原災法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項に定められる事象をいう。

4. 地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に基づき作成された青森県地域防災計画（原子力編）及び六ヶ所村地域防災計画（原子力編）をいう。

5. 緊急時体制

次に示す開始時点から終了時点までの間、原子力災害発生又は拡大防止のために、応急処置又は緊急事態応急対策等を実施する防災体制をいう。

開始時点：以下の(1)～(4)のいずれかが発生した時点

- (1) 原子力防災管理者が、特定事象の発生を認め、原災法第10条第1項に基づき通報したとき。
- (2) 原子力防災管理者が、別表－2に示す、原災法第15条第1項に定められる状態に至ったとして関係機関に報告したとき。
- (3) 地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されたとき。
- (4) 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたとき。

終了時点：

原子力防災管理者が、緊急時体制を取る必要がなくなったと判断したとき。

6. 緊急時

緊急時体制をとる必要がある事態が発生又は継続しているときをいう。

7. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間に
おいて、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

8. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害の拡大の防止又は
原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償
に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償する
ことを除く。）をいう。

9. 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

10. 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

第3節 基本方針

保障措置分析所の核燃料物質使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の安全性の確保並び
に核燃料物質の使用等に係る安全確保については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）による国の安全規制等に基づき、そ
の設計及び使用の各段階において、多重防護等の考え方により、災害発生防止に関する
十分な安全対策を講じている。事業所外運搬においても同様に十分な安全対策を講じて
いる。

しかしながら、万一異常な水準の放射性物質又は放射線が周辺監視区域外へ放出さ
れる場合に備えて、その影響をできる限り低減するために、あらかじめ必要な措置を
講じておくことが原子力防災活動である。このため、原災法等に基づき、原子力災害
の発生防止に関する措置を講じるとともに、原子力災害が発生した場合の拡大防止及
び復旧に関し必要な準備を行うこととし、次の諸施策に重点をおいてこの計画を定め、
原子力防災対策の推進を図る。

1. 原子力災害予防対策

原子力防災体制の整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施
等による周到かつ十分な予防対策。

2. 緊急事態発令時の措置

特定事象の発生時の通報、緊急事態対応体制の確立、情報の収集と伝達、応急
措置の実施、関係機関の実施する緊急事態応急対策等への要員の派遣等による迅速
かつ円滑な応急対策。

3. 原子力災害事後対策

施設の復旧対策の実施、被災地域復旧のために関係機関の実施する原子力災害
事後対策への要員の派遣等による適切かつ速やかな災害復旧対策。

第4節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときは次によりこれを修正する。

1. 原子力防災管理者は、地域防災計画等に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. 会長は、あらかじめ青森県知事及び六ヶ所村長と協議する。協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、青森県知事及び六ヶ所村長に修正案を提出して行う。この場合において、会長はこの計画を修正しようとする日を明らかにする。
3. 会長は、この計画を修正したときは速やかに、別記様式－1に定める届出書により内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
4. 原子力防災管理者は、この計画の作成又は修正に関する事項について、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に対し報告できるよう、作成及び修正の履歴を3年間保存する。

第2章 原子力災害予防対策

第1節 防災体制の整備

1. 原子力防災組織

- (1) 原子力防災管理者は、原子力災害が発生及び拡大防止並びに原子力災害事後対策に必要な業務をこの計画に従い行うため、別図－1に示す各班から構成される六ヶ所事故対策本部をあらかじめ定め、これを原子力防災組織とする。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員を各班2名以上置く。原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成24年 文部科学省・経済産業省令第4号）第2条に規定される各班の原子力防災要員の業務は別表－3のとおりとする。
- (3) 原子力防災管理者は、緊急時体制発令後直ちに原子力防災要員及びその他必要な要員（以下「原子力防災要員等」という。）を召集するため、あらかじめ所内連絡経路及び連絡先を記載した名簿を整備し、これを関係者に周知する。
- (4) 会長は、六ヶ所保障措置センターに別表－3に示す原子力防災要員を置いたとき、又は変更したときは、7日以内に別記様式－3の届出書により原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。

2. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者

(1) 選任及び解任

- ① 原子力防災管理者は六ヶ所保障措置センター所長とする。
- ② 原子力防災管理者は、副原子力防災管理者を別表－5に示す役職者をもって選任する。
- ③ 会長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者が選任又は解任されたときは、7日以内に別記様式－2の届出書により原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。

(2) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、次の職務を行うとともに、原子力防災組織を統括管理する。

- ① 原災法第11条第1項に定められる放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）及び同条第2項に定められる放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材（以下「原子力防災資機材」という。）を備え付け、随時、保守点検する。
- ② 原子力防災要員に対し、緊急時に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。
- ③ 特定事象又は別表－2に示す原災法第15条第1項に定められる事象の発生を認めたときは、管理課長を通じて直ちに別図－3に示す関係機関に通報する。なお、事業所外運搬において特定事象の発生を認めたときは、管理課長及び運搬実施責任者を通じて直ちに別図－4に示す関係機関に通報する。

④特定事象又は別表－２に示す原災法第１５条第１項に定められる事象の発生を認めたときは、原子力防災要員等を召集して六ヶ所事故対策本部を設置し、対策本部長として原子力災害の発生及び拡大防止のために必要な措置を直ちに開始するとともに、措置の概要について別図－３又は別図－４に示す連絡系統図により関係機関へ報告する。

⑤旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合は、副原子力防災管理者の中から代行者を指名する。代行者を指名したときは、関係者に周知する。

３．副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、原子力防災管理者の業務を補佐するとともに、原子力防災管理者が不在のときは、原子力防災管理者の指名又は別表－５に定めた順位によりその職務を代行する。

４．指令伝達、情報連絡及び報告の経路

（１）指令伝達及び情報連絡経路

①緊急時体制発令時の伝達経路は別図－５のとおりとする。

②六ヶ所事故対策本部が設置された後の指令伝達及び情報連絡経路は別図－６のとおりとする。

（２）外部への報告経路

六ヶ所事故対策本部が設置された後の外部への報告経路は別図－３のとおりとする。

第２節 防災活動に使用する施設及び設備の整備

１．対策室

（１）六ヶ所事故対策本部

原子力防災管理者は、六ヶ所事故対策本部を安全対策室に設置する。

（２）支援体制

核管センター総務部長は、核管センターに東海保障措置センターと連携して、六ヶ所事故対策本部の支援体制を整えるものとする。また、総務部長が出張及び疾病等の理由によって不在の場合には、予め指名された者が緊急時にかかる職務を代行する。

２．退去必要者の集合場所

原子力防災管理者は、緊急時体制発令時における来訪者及び防災活動に従事しない者であって、事故が発生した施設（事故の状況によっては、事故が発生した施設以外の施設も含む）外へ退去させる必要があると判断される者（以下「退去必要者」という。）の集合場所を別図－２（２）のとおり定め、立て看板等により明示する。集合場所を変更したときは、関係者に周知する。

3. 放送設備

原子力防災管理者は、保障措置分析所の放送設備を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備

1. モニタリングポスト

(1) 原子力防災管理者は、別図－2 (1) 及び別表－6 に示す敷地境界付近の γ 線の線量当量率を測定する日本原燃(株)と共用するモニタリングポスト (MP－2 及びMP－6) に関して原災法第10条第1項に基づく通報を行うため、以下の措置を講じる。

- ①表示及び記録装置の外観において、機能を妨げるおそれのある損傷がない状態にする。
- ②適切な警報の設定を行う。
- ③測定結果は、記録計で記録し、その記録用紙は1年間六ヶ所保障措置センターにおいて保存するとともに、公衆の閲覧に供する方法で公開する。
また、以下の項目については、日本原燃(株)と協力し、実施・確認する。
- ④検出部、その他主たる構成要素の外観において放射線量の適切な検出を妨げるおそれのある損傷がないこと。
- ⑤モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により放射線の適切な検出に支障を生ずるおそれのないこと。
- ⑥毎年1回以上のモニタリングポストの定期校正。
- ⑦モニタリングポストが故障等により監視不能になった場合の速やかな修理、又は代替手段。

(2) 会長は、モニタリングポストを設置したとき又は変更したときは、7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に別記様式－4の届出書により届け出る。

(3) 会長は、モニタリングポストを設置したときは、原子力規制委員会が行う検査を受けるため、(2)の届出と併せて、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。

- ①名称及び住所並びに代表者の氏名
- ②事業所の名称及び所在地
- ③検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要

2. 原子力防災資機材等

(1) 原子力防災管理者は、別表－4 (1) に掲げる原子力防災資機材に関して次の措置を講じる。

- ①必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先の番号の変更の都度、連絡先を更新し、常に使用可能な状態に整備する。

②不具合を認めた場合は、速やかに修理するかあるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

(2) 会長は、毎年9月30日における原子力防災資機材の備え付けの状況を翌月7日までに別記様式－5の届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。

(3) 原子力防災管理者は、別表－4(2)に掲げるその他の防災資機材に関して必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

第4節 原子力防災活動で使用する資料の整備

原子力防災管理者は、原子力防災活動で使用する以下の資料を安全対策室に備え付ける。

1. 六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画
2. 原子炉等規制法第52条第2項及び第55条第1項に基づき、許可及び変更許可取得のために提出した申請書
3. 原子炉等規制法第56条の3第1項の規定に基づく保安規定
4. 六ヶ所保障措置分析所の施設及び主要機器の配置図
5. 特定事象発生時通報・連絡網
6. 原子力防災資機材管理一覧表

会長は、安全対策室に備え付ける資料のうち上記の1～4の資料を緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。

なお、原子力防災管理者は、内閣総理大臣へ提出した資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制委員会へ提出する。

また、原子力防災管理者は、これらの資料の内容を適宜見直し、現状に合った記載内容とする。

第5節 防災教育・防災訓練

1. 防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災要員等に対し、原子力災害に対する知識及び技能を習得させ、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、次の各項目の内容について教育の計画を策定し実施する。

教育実施後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて教育内容の見直しを行い、次年度の教育に反映する。

- (1) 保障措置分析所の施設に関する事項
- (2) 原子力防災体制及び対策活動に関する事項
- (3) 放射線防護に関する事項

- (4) 原子力防災活動上の諸設備に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

2. 防災訓練

(1) 訓練の実施

原子力防災管理者は、六ヶ所事故対策本部の組織が原子力災害の発生及び拡大防止に有効に機能することを確認するため、次に示す訓練の計画を策定し実施する。訓練を策定する際、原災法第30条第2項の規定に基づき原子力防災専門官から指導及び助言を受けること。また、原子力災害を想定した再処理施設の総合訓練に参加する。

訓練実施後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じてこの計画（本防災業務計画）の見直しを行う。

- ①総合訓練
- ②通報訓練
- ③救護訓練
- ④避難誘導訓練

(2) 国又は自治体主催の訓練への参加

国、青森県又は六ヶ所村が保障措置分析所（再処理施設を含む）を対象に原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に参画するとともに、訓練内容に応じて原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

(3) 訓練の報告

原子力防災管理者は、(1) 及び (2) の訓練を実施したときは、その結果について、別記様式－10に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公衆の閲覧に供する方法で公開する。ただし、再処理施設の総合訓練に参加した場合は除く。

第6節 関係機関との連携

1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、国の機関（原子力規制委員会、その他関係省庁）と平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められたときは、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣から原災法第32条第1項に基づく六ヶ所保障措置センターの立ち入り検査を求められたときは、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官から原災法第30条第2項に基づく

原子力災害予防対策等に関する指導及び助言があったときは速やかにその対応を行う。また、原子力防災専門官とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互連携を図る。

2. 青森県及び六ヶ所村との連携

- (1) 原子力防災管理者は、青森県及び六ヶ所村と平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、青森県知事及び六ヶ所村長から原災法第31条に基づく業務の報告を求められたときは、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、青森県知事及び六ヶ所村長から原災法第32条第1項に基づく六ヶ所保障措置センターの立ち入り検査を求められたときは、その立ち入り検査について対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、北部上北広域事務組合消防本部、野辺地病院、六ヶ所消防署、野辺地警察署、八戸海上保安部、むつ労働基準監督署、(公財)原子力安全技術センター及びその他関係機関と平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互連携を図る。

第7節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より周辺住民に対し、国、青森県及び六ヶ所村と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及を行う。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 事業所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 特定事象等の措置

第1節 特定事象等発見時の通報

1. 管理課長への通報

分析課長は、別表－1に示す特定事象の発生を認めたときは、あるいは、六ヶ所村において震度5弱以上の地震が発生した時、及び青森県において震度6以上の地震が発生した時、又は大津波警報が発令された時（以下「警戒事象」という）の発生を認めたときは、管理課長及び原子力防災管理者に通報する。

2. 所外への通報

(1) 前項の特定事象発生 of 通報を受けた管理課長は、別図－3に示す通報・連絡系統図及び別記様式－6(1)に従って、通報を受けてから15分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、青森県警察本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、野辺地警察署、六ヶ所消防署及び原子力防災専門官にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。更に送信した旨を電話で送信先に連絡し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長についてはその着信を確認する。また、原子力防災要員等を通じ、別図－3に示すその他の関係機関にファクシミリ装置を用いて送信する。なお、原子力防災管理者は、通報に使用したファクシミリ送信記録及び通報記録等を保存する。

(2) 前項の警戒事象発生 of 通報を受けた管理課長は、別図－3に示す通報・連絡系統図及び別記様式－6(2)に従って、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長及び原子力防災専門官にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。更に送信した旨を電話で送信先に連絡し、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長についてはその着信を確認する。また、原子力防災管理者は、通報に使用したファクシミリ送信記録及び通報記録等を保存する。

(3) 事業所外運搬の場合にあつては、管理課長は、前項の発生 of 通報を受けたときは原子力防災管理者に通報するとともに、別図－4に示す通報経路及び別記様式－6に従って、通報を受けてから15分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、当該事象が発生した場所を管轄する警察機関及び消防機関にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。

更に送信した旨を電話で送信先に連絡し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長についてはその着信を確認する。また、別図－4に示すその他の関係機関にファクシミリ装置を用いて送信する。なお、原子力防災管理者は、通報に使用したファクシミリ送信記録及び通報記録等を保存する。

3. 日本原燃(株)への通報及び協力依頼

原子力防災管理者は、保障措置分析所に特定事象が発生した場合には、日本原

燃焼)との取り決めにより、情報共有に努めるとともに、原子力資機材の借用及び支援要員の派遣等の必要な協力を依頼するものとする。

4. 対策本部の設置

原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合には、緊急時体制を発令するとともに、原子力防災要員等を非常召集し、直ちに、安全対策室に原子力防災組織で運営する六ヶ所事故対策本部を設置し、六ヶ所事故対策本部長としてその任務を遂行する。また、六ヶ所事故対策本部を設置した場合は、直ちに総務部長に連絡する。

総務部長は六ヶ所事故対策本部設置の報告を受けた場合、直ちに会長に報告を行うとともに、東海保障措置センターと連携して六ヶ所事故対策本部への支援体制をとる。

5. 権限の行使

- (1) 六ヶ所事故対策本部設置後は、保障措置分析所における緊急時対策活動に関する一切の業務を六ヶ所事故対策本部が行う。原子力防災管理者は、事故対策本部長として事故対策本部を統括する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時体制の発令から緊急時体制の解除までの間、保障措置分析所の緊急時対策活動の実施に係る一切の権限を有する。会長から活動方針が示された場合にはその方針に沿って活動する。
- (3) 六ヶ所事故対策本部の班長等は、原子力防災要員等を指揮し、班の役割、職務等に基づく緊急時対策活動を実施する。

第2節 応急措置の実施

1. 事故状況の把握

六ヶ所事故対策本部の各班長は、原子力災害の発生防止を図るため次の事項について調査把握し、原子力防災管理者に報告する。

- (1) 事故発生時刻及び発生場所
- (2) 事故原因及び事故状況並びに事故の推移及び講じた対策の時系列
- (3) 被ばく及び負傷等の人身災害に係る状況
- (4) 施設内の放射線量及び放射性物質濃度
- (5) 環境への放射線及び放射性物質の放出の有無（放出があるときは、量、種類、放出状況及びその推移並びに周辺監視区域周辺における放射線量率、放射性物質濃度等）
- (6) 気象状況
- (7) 収束の見通し

2. 原子力災害の発生防止措置の実施

- (1) 原子力防災管理者は、六ヶ所事故対策本部の各班長等を指揮し、事故状況を把握した結果に基づき原子力災害発生防止のために必要な応急措置の計画を策定し、原子力防災要員に実施させる。応急措置計画の策定に当たっては、応急措

置の具体的な内容として、施設や設備の整備及び点検、故障した設備等の応急の復旧等について記載する。なお、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について、原子力規制委員会から命令があった場合は、速やかにその措置を実施する。

(2) 六ヶ所事故対策本部の各班長等は、次の事項を実施するとともに、その内容を原子力防災管理者に報告する。

① 応急復旧

復旧班長は、事故の拡大防止に関する措置等の応急復旧対策を実施する。

② 放射線量等影響範囲の推定

放射線管理班長は、保障措置分析所内及び周辺監視区域の放射線量率並びに放射性物質濃度の測定を行い、放射性物質が外部に異常に放出された場合は放射線監視データをもとに、放射性物質の放出量を予測する。また、気象観測データ等を入手し、放射線量等の影響範囲の推定を行う。

③ 立ち入り制限等

放射線管理班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設定し、標識により明示する。連絡調整班長は必要に応じ日本原燃㈱へ連絡し、周辺監視区域への入域制限の協力を要請する。

④ 汚染の拡大防止

拡大防止班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認されたときは、必要に応じその拡大の防止に努める。

⑤ 線量評価

放射線管理班長及び除染班長は、放射性物質による汚染が確認された者の汚染の除去に努めるとともに、放射線被ばくを受けた者及びそのおそれのある者の線量評価を行う。

⑥ 集合場所への誘導等

避難誘導班長は、緊急時体制が発令されたときは放送設備等により退去必要者に別図－2(2)に示す集合場所へ速やかに集合するよう指示する。この際、来訪者に対しては、誘導案内等を行い、迅速かつ適切な集合が行えるようにする。また、避難誘導班長は、集合場所へ退去した者を把握する。

⑦ 被災者に対する措置

a. 被災者の救難、救助及び搬送

負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「被災者」という。）を発見した者は、可能な限り被災者を安全な場所に移動させるとともに、医療班長及び除染班長に連絡する。連絡を受けた医療班長及び除染班長は、被災者の状況に応じて応急措置及び除染措置を講じるとともに、日本原燃㈱の除染設備又は応急処置施設に搬送し応急措置及び除染措置を講じる。

なお、放射線医学総合研究所等の外部の医療機関への移送及び治療等の措

置が必要なときは、六ヶ所事故対策本部を通じて関係機関に依頼する。

b. 二次汚染防止に関する措置

医療班長は、外部の医療機関への移送及び治療の依頼時並びに救急隊到着時に、事故の概要、被災者の放射性物質による汚染の状況等の二次汚染防止のために必要な情報を救急隊等へ伝達する。また、放射線管理班長は、放射性物質により汚染した負傷者並びに被災者等を医療機関へ搬送する際に、汚染拡大防止措置を講じるとともに、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染拡大防止措置が行える者を随行させる。また、医療機関到着時に必要な情報を伝達する。

⑧資機材の調達及び輸送

資機材調達・輸送班長は、原子力防災資機材及びその他資機材を調達するとともに、資機材の必要箇所への輸送を行う。また、六ヶ所事故対策本部において十分に調達できない場合は、総務部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

⑨その他の措置

a. 通話制限

原子力防災管理者は、保安上の通信を確保するため必要と認めるときは通話制限その他必要な措置を講じる。

b. 消火活動

原子力防災管理者は、火災が発生している時は速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期消火にあたるとともに、消防機関到着後は協力して消火活動を行う。

3. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場に必要な要員を派遣するとともに、事象の状況を踏まえ、運搬を受託した者等に、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる措置を実施させ、また、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署との協力を図り、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立ち入る制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

4. 経過及び概要報告

- (1) 関係機関への事故状況の経過連絡

原子力防災管理者は、把握した事故状況について内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、青森県警察本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、野辺地警察署、六ヶ所消防署及び原子力防災専門官等に定期的に（状況によっては速やかに）連絡することとし、国、青森県、六ヶ所村及びその他の防災関係機関の実施する応急対策活動が的確かつ円滑に実施できるよう努めるものとする。また、連絡様式は別記様式－７とし、連絡調整班を通じ別図－３に示す関係機関に連絡する。ただし、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長並びにその他別図－４に示す関係機関に別記様式－８により行う。なお、原子力防災管理者は、通報に使用したファクシミリ送信記録及び通報記録等を保存する。

（２）原災法に基づく応急措置の概要報告

原子力防災管理者は、原災法第２５条に基づき応急措置の概要について、別記様式－９に従い別図－３に定める連絡系統図により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、青森県警察本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、野辺地警察署、六ヶ所消防署及び原子力防災専門官等の関係機関に報告する。ただし、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、官邸（内閣官房）、内閣府、当該事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関、海上保安部署及び原子力防災専門官等の関係機関に報告する。なお、原子力防災管理者は、通報に使用したファクシミリ送信記録及び通報記録等を保存する。

５．オフサイトセンターとの連携

（１）原子力防災管理者は、原子力防災専門官等からオフサイトセンターの設営準備を行う旨の連絡を受けた場合、オフサイトセンターの設営準備の助勢を行うため協議会対応班２名を派遣する。なお、派遣した原子力防災要員との連絡は原子力防災資機材（携帯電話）を用いて行うものとする。（これ以降の外部派遣も同様とする。）

（２）原子力防災管理者は、オフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議が開催され、原子力規制委員会から要請を受けたときには、現地事故対策連絡会議へ協議会対応班２名を派遣する。

６．広報活動

原子力防災管理者は、広報班長を通じて第３章第１節第２項の通報を行った旨を報道機関へ発表する。また、広報班長は、状況に応じてプレスセンターを開設し、施設の状況、応急措置の概要等を関係機関及び報道機関を通じて周辺住民へ提供できるよう六ヶ所事故対策本部で取りまとめた公表内容を発表するとともに別図－３に示す関係機関に報告する。

第3節 特定事象時の緊急時体制の解除

特定事象時の緊急時体制の解除は次のとおり行う。

1. 原子力防災管理者は、原子力災害に至るおそれのある原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事故が終息していると判断したときは、防災体制を解除する。
2. 原子力防災管理者は、防災体制を解除したときは、総務部長に連絡するとともに、防災体制の解除を別図－3に従い関係機関に連絡する。

第4章 緊急事態の措置

第1節 緊急事態応急対策

1. 原災法第15条に係る報告

原子力防災管理者は、別表－2に示す原災法第15条第1項に定められる状態に至ったと認めたときは、第3章第2節第4項（1）「関係機関への事故状況の経過連絡」に従って、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。

2. 緊急事態応急対策の実施

原子力防災管理者は、六ヶ所事故対策本部の各班長を指揮し、原子力災害の発生及び拡大の防止を図るため次の措置を講じる。

- （1）第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を実施（すでに実施している場合は継続実施）する。
- （2）放射線管理班長は、保障措置分析所内及び周辺監視区域の放射線量率並びに放射性物質濃度の測定を行い、放射性物質が外部に異常に放出された場合は放射線監視データをもとに、放射性物質の放出量を予測する。また、気象観測データを入手し、放射線量等の影響範囲の推定を行う。
- （3）避難誘導班長は、事故の拡大により別図－2（2）に示す集合場所に集合させた退去必要者を事業所外へ退避させる必要が生じたときは、その旨を直ちに別図－3に従い関係機関に連絡し、以降の対応について調整を行う。

3. 事業所外運搬事故における対策

原子力防災管理者は、運搬を受託した者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

4. オフサイトセンター等との連携

（1）核管センターとしての対応

会長は、内閣府、青森県及び六ヶ所村が設置する原子力災害対策本部並びにオフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部及び原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）と連携し、核管センターとして緊急事態応急対策に取り組むものとする。

（2）報告及び情報の伝達

原子力防災管理者は、内閣府、青森県及び六ヶ所村が設置する原子力災害対策本部並びにオフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部及び合同対策協議会との連絡を密にするため、別図－3に示す経路により報告及び情報伝達を行う。

（3）原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森

県知事及び六ヶ所村長その他の執行機関の実施する次の緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表－７に示す原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。派遣された原子力防災要員は、合同対策協議会（合同対策協議会が設置されていないときは、派遣先の防災機関）の指示に基づき以下の業務を行う。

①オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- a. 六ヶ所事故対策本部とオフサイトセンターとの情報交換
- b. 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員への対応
- c. 緊急事態応急対策についての相互協力及び調整

②環境モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- a. 環境放射線モニタリング
- b. 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- c. 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
- d. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(4) 合同対策協議会への参加

会長は、本部の職員の中から２名以上指名し、原子力規制庁緊急時対応センターに派遣する。派遣された者は、六ヶ所事故対策本部と連絡を密にし合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、合同対策協議会において必要な意見を述べる。

(5) 報道機関への情報提供

原子力防災管理者は、合同対策協議会が設置された後においては、広報班長を通じて原則としてオフサイトセンターのプレスルームにおいてプレス対応を行う。

第２節 緊急時体制の解除

1. 原子力防災管理者は、事象が終息し、原災法第１５条第４項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われる等、緊急時体制をとる必要がなくなつたと判断したときは、合同対策協議会（合同対策協議会が設置されていないときは、青森県及び六ヶ所村）と協議し緊急時体制を解除する。原子力防災管理者は、事業所の緊急時体制を解除したときは、別図－３に従い関係機関及び総務部長に連絡する。
2. 原子力防災管理者及び総務部長は、緊急時体制を解除した場合でも、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を確保する。

第5章 原子力災害事後対策

原子力防災管理者は、原災法に基づく原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を次のとおり実施する。なお、原子力緊急事態宣言に至らない場合であっても必要に応じ同様の対策を実施する。

1. 復旧対策

原子力防災管理者は、次の事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県及び六ヶ所村に提出し、それに基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、復旧対策状況及び結果を報告する。

- (1) 施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 放射性物質の追加放出の防止
- (3) 施設の除染の実施
- (4) 施設損傷部の修理、改造の実施
- (5) 実施担当者
- (6) 復旧に係る工程

2. 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事及び六ヶ所村長その他の執行機関の実施する周辺監視区域外における原子力災害事後対策が円滑かつ的確に行われるようにするため、別表－8に示す原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。派遣された原子力防災要員等は、原子力防災専門官等の指示に基づき、以下の必要な業務を行う。

- (1) 地域への情報提供に関する事項
 - ① オフサイトセンターでの情報交換
 - ② 報道機関への情報提供
- (2) 環境モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項
 - ① 環境放射線モニタリング
 - ② 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
 - ③ 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
 - ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
 - ⑤ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等への対応

3. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

4. 被災者の相談窓口の設置

会長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

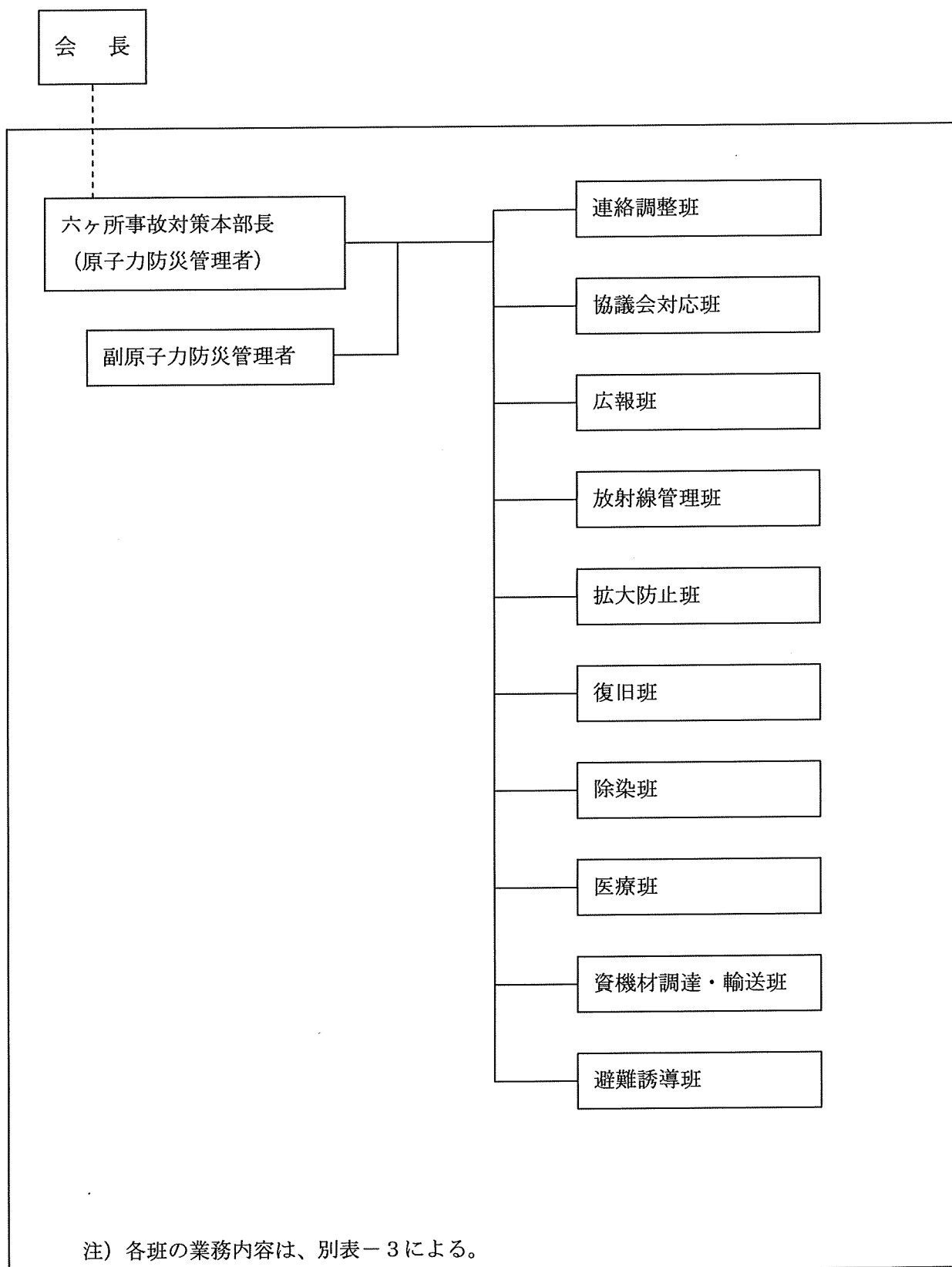
第6章 他の原子力事業者等への協力

核管センター以外の原子力事業所（事業所外運搬を含む。）で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は会長からの指示を受けて、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次の環境モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項について、別表-9に示す原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をする。

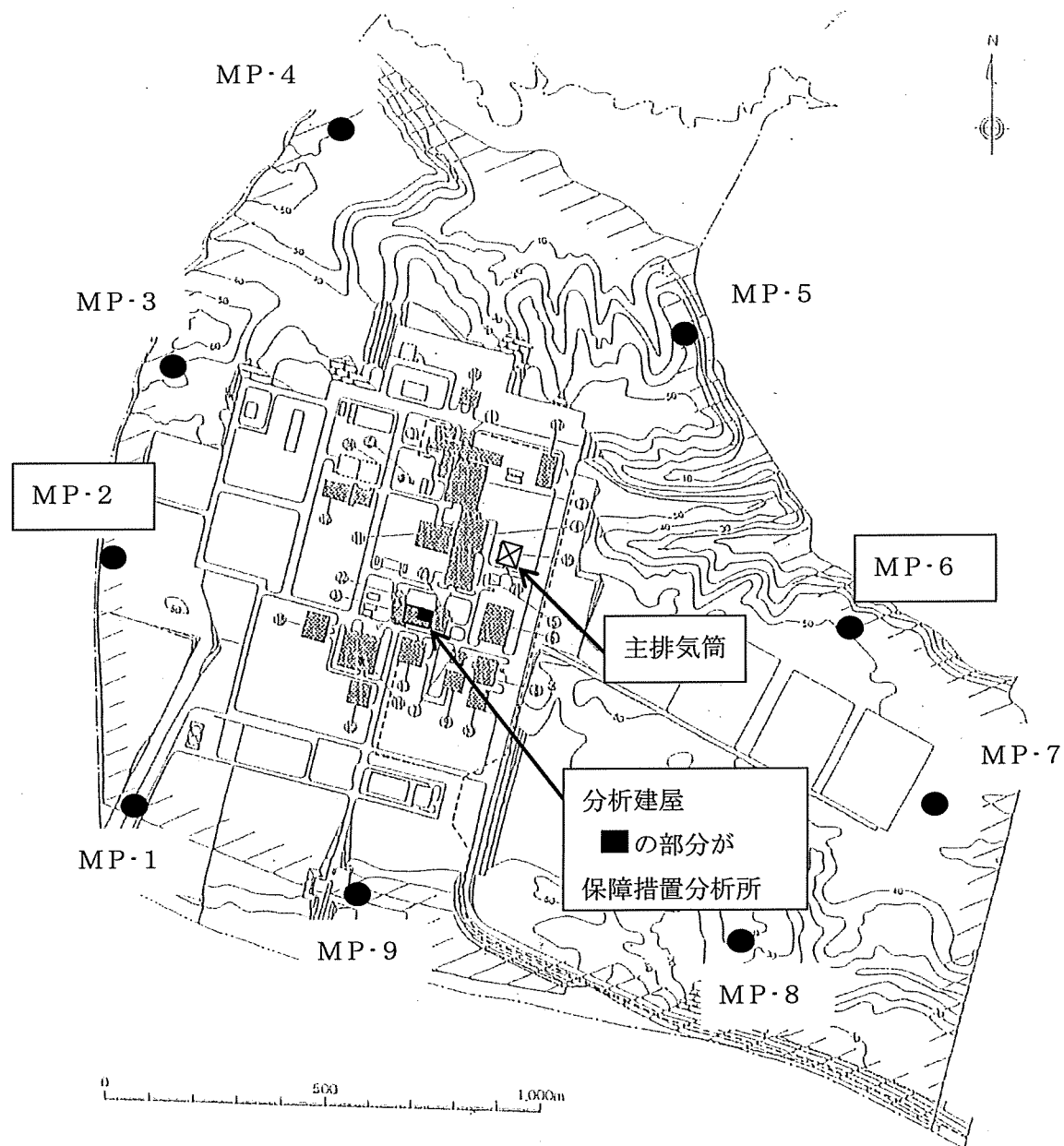
1. 環境放射線モニタリング
2. 身体又は、衣服に付着している放射性物質の汚染の測定
3. 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
4. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

また、原子力防災管理者は、日本原燃(株)から特定事象発生の通報を受けた場合には、六ヶ所事故対策本部を設置し、日本原燃(株)との取り決めにより情報共有に努めるとともに、必要な協力を行うものとする。

六ヶ所保障措置分析所原子力防災組織



放射線測定設備



MP-2

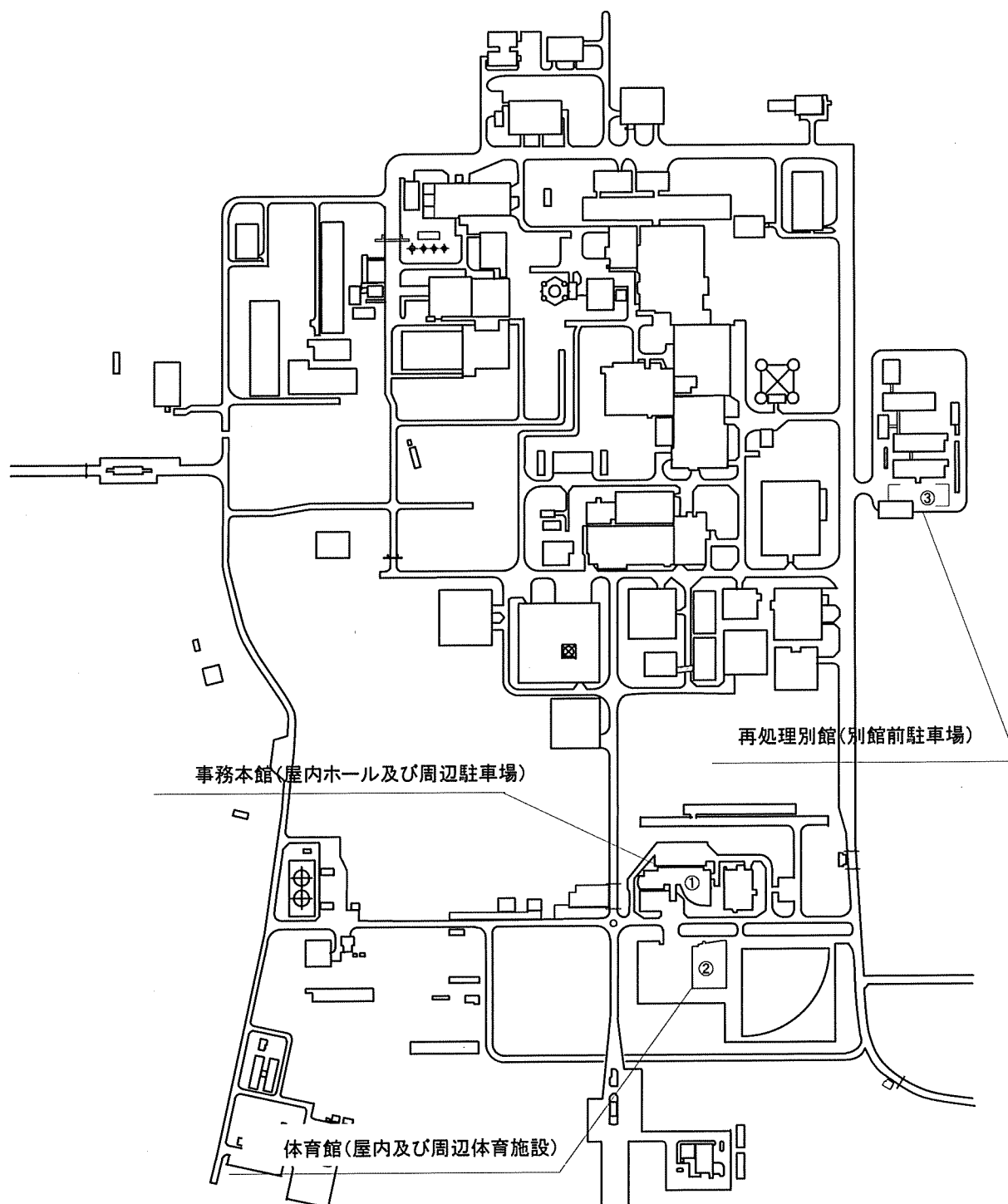
及び

MP-6

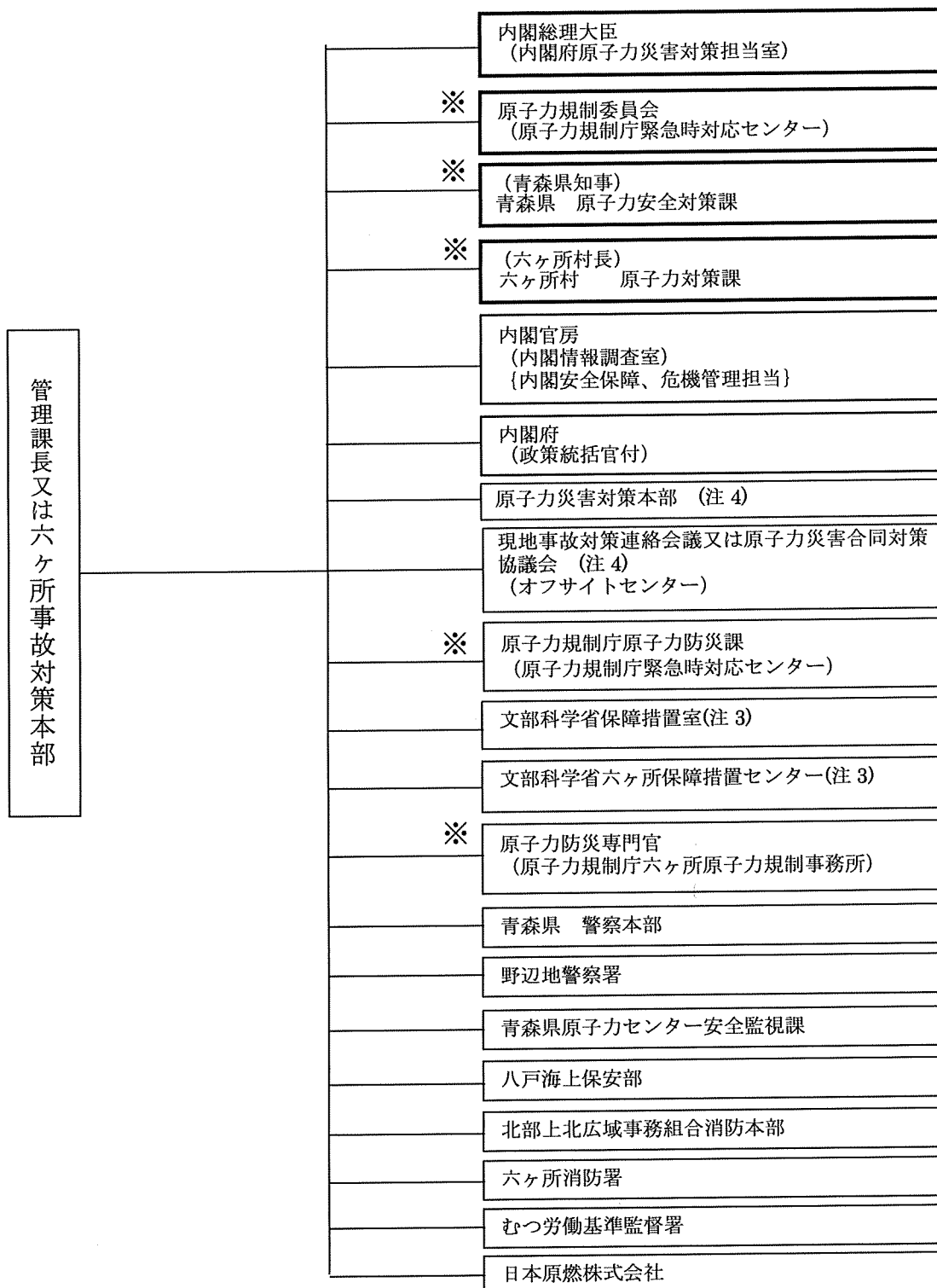
が六ヶ所保障措置センターの設置するモニタリングポスト

退去必要者の集合場所

退去必要者の 集合場所	①：事務本館（屋内ホール及び周辺駐車場）
	②：体育館（屋内及び周辺体育施設）
	③：再処理別館（別館前駐車場）



特定事象等発生時の外部機関通報・連絡系統図



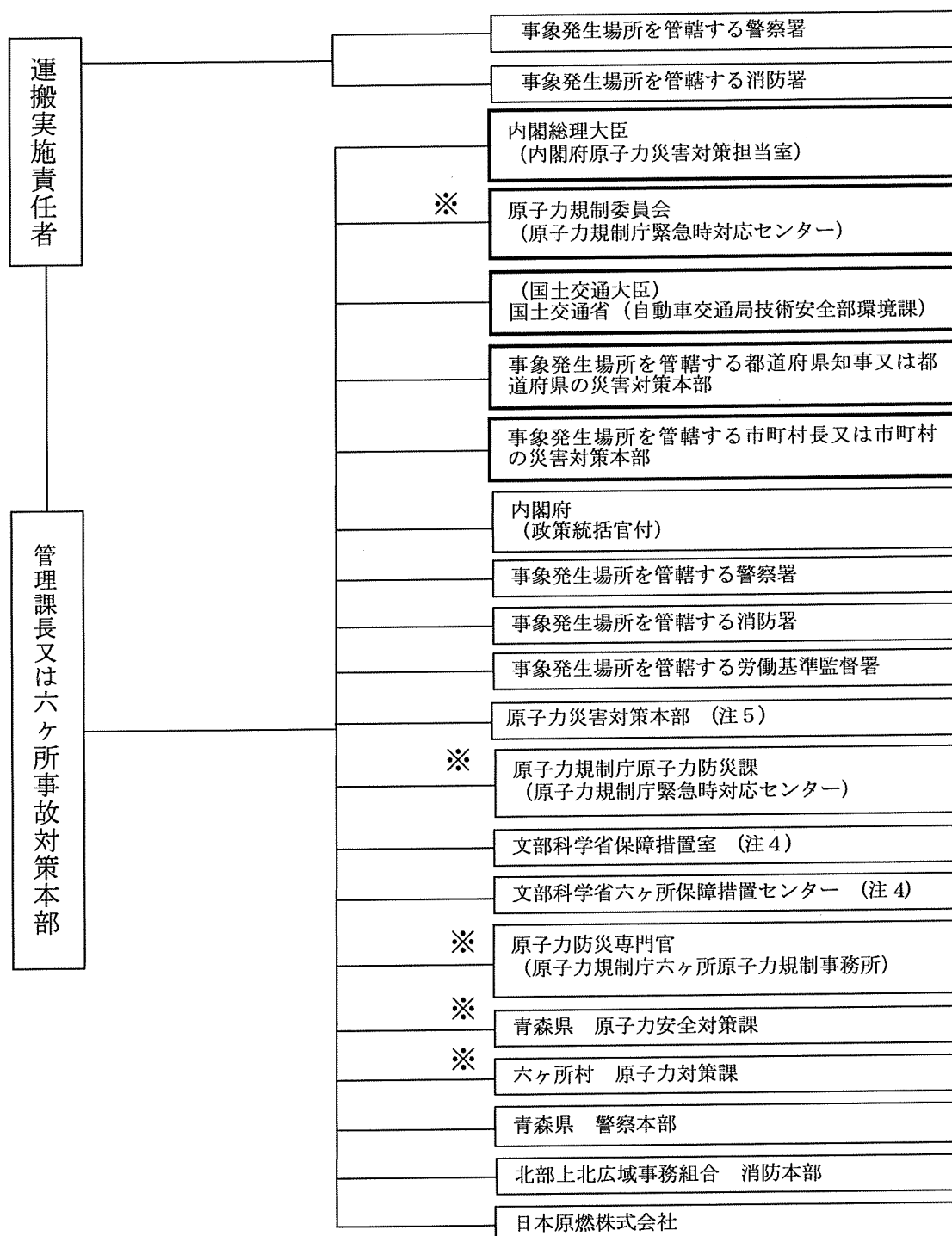
注1) 太線枠はファクシミリ送信後、電話で確認

注2) ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先

注3) 平成25年4月1日以降は、文部科学省を原子力規制庁に読み替える

注4) 原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先

運搬時の特定事象等発生時の外部機関通報・連絡系統図



注1) 太線枠はファクシミリ送信後、電話で確認

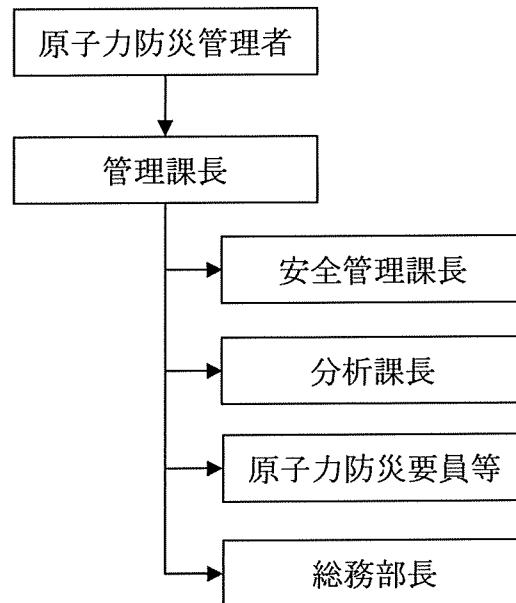
注2) 運搬実施責任者からの第1報は電話による

注3) ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先

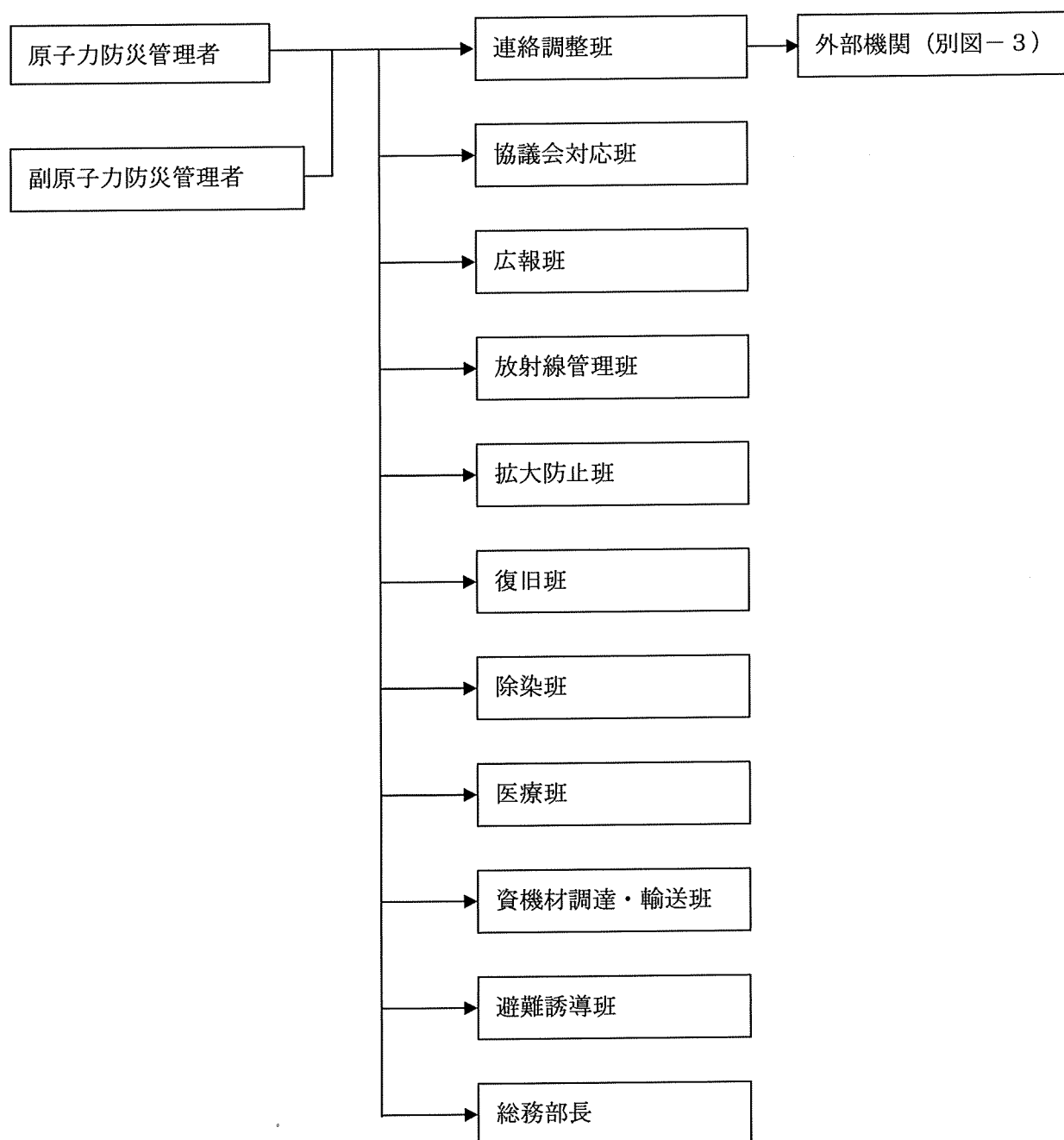
注4) 平成25年4月1日以降は、文部科学省を原子力規制庁に読み替える

注5) 原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先

緊急時体制発令時の伝達経路



指令伝達及び情報連絡経路



原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

事 象	通 報 基 準 (非常時体制立上げ基準)
放射線測定設備	・ $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上 (1 地点 10 分以上継続) ・ $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上 (2 地点で検出) $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出した場合は、中性子線を測定し放射線測定設備の測定値と合算すること。 ただし、当該数値が落雷のときに検出された場合を除く。
排気設備	・ 事業所境界の放射線量が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する濃度が検出された場合。(10 分間以上継続)
排水設備	・ 排水設備から放出される放射性物質の濃度が、水中の濃度限度の 50 倍以上に達する放出があったとき。(10 分間以上継続)
管理区域外	・ $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上 (10 分間以上継続) ・ 放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の 50 倍以上の値に達したとき。($5 \mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する濃度) ・ 放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難な場合、$50 \mu\text{Sv/h}$ 以上 (10 分間継続) 若しくは濃度限度の 50 倍以上が検出される蓋然性が高い場合。
事業所外運搬	・ 容器から 1 m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上 ・ 容器から放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合。
臨 界	・ 使用施設における核燃料物質の取扱い中において核燃料物質の質量管理による管理が損なわれる状態。 ・ 臨界状態の発生 of 蓋然性が高い状態。 ・ 核燃料物質が臨界状態にあるとき。

別表－２

原子力災害対策特別措置法第１５条第１項に基づく原子力緊急事態の基準

事 象	通 報 基 準
放射線測定設備	・ $500 \mu\text{Sv/h}$ 以上（１地点１０分以上継続） ・ $500 \mu\text{Sv/h}$ 以上（２地点で検出） $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出した場合は、中性子線を測定し放射線測定設備の測定値と合算すること。 ただし、当該数値が落雷のときに検出された場合を除く。
排気設備	・ 事業所境界の放射線量が $500 \mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する濃度が検出された場合。（１０分間以上継続）
排水設備	・ 排水設備から放出される放射性物質の濃度が、水中の濃度限度の 5000 倍以上に達する放出があったとき。（１０分間以上継続）
管理区域外	・ 5mSv/h 以上 ・ 放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の 5000 倍以上濃度が検出されたとき。（$500 \mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する濃度）
事業所外運搬	・ 容器から 1m 離れた地点で 10mSv/h 以上 ・ 容器から放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合。
臨 界	・ 核燃料物質が臨界状態にあるとき。

原子力防災組織各班の業務内容

班	業 務 内 容
連絡調整班	・ 特定事象が発生した場合における当該事象に関する情報の整理 ・ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長その他の関係者との連絡調整（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては国土交通大臣含む）
協議会対応班	・ 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換 ・ 原子力緊急事態応急対策についての相互の協力
広報班	・ 特定事象が発生した場合における当該事象に関する広報
放射線管理班	・ 六ヶ所保障措置分析所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握並びに放射性物質の放出量の予測に関すること。 ・ 被災者等を医療機関に搬送する際に被災者等と同行すること。 ・ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事及び六ヶ所村長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のために必要な放射線測定業務
拡大防止班	・ 原子力災害の発生又は拡大防止のための措置の実施
復旧班	・ 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧
除染班	・ 六ヶ所保障措置分析所内外の放射性物質による汚染の除去 ・ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事及び六ヶ所村長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のために必要な資機材の除染業務
医療班	・ 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施
資機材調達・ 輸送班	・ 原子力災害の発生又は拡大防止のために必要な資機材の調達及び輸送 ・ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事及び六ヶ所村長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のために必要な資機材の輸送業務
避難誘導班	・ 六ヶ所保障措置分析所の警備及び六ヶ所保障措置分析所内における従業者等の避難誘導

別表－４（１）

原子力防災資機材一覧

原子力防災資機材の種類	数 量	点検頻度	保管場所
1. 放射線障害防護用器具			
汚染防護服	1 4 組	1 回／年	検査資機材倉庫
呼吸用ボンベ付き防護マスク	2 組	1 回／年	〃
フィルター付き防護マスク	1 4 組	1 回／年	〃
2. 非常用通信機器			
通常の業務に使用しない電話回線	1 回線	1 回／年	安全対策室
ファクシミリ	1 台	1 回／年	〃
携帯電話	7 台	1 回／年	〃
3. 計測器等			
固定式測定器	2 台	1 回／年	保障措置分析所
ガンマ線測定用サーベイメータ	4 台	1 回／年	検査資機材倉庫
中性子線測定用サーベイメータ	2 台	1 回／年	〃
空間放射線積算線量計 素子	4 個	1 回／年	〃
リーダー	1 台	1 回／年	〃
表面汚染密度測定用サーベイメータ	2 台	1 回／年	〃
可搬式ダスト測定関連機器 サンプラ	4 台	1 回／年	〃
測定器	1 台	1 回／年	〃
可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器 サンプラ ^{注1}	2 台	1 回／年	〃
測定器 ^{注1}	1 台	1 回／年	〃
個人用外部被ばく線量測定器	2 0 台	1 回／年	〃
4. その他資機材			
ヨウ素剤	2 0 0 錠	1 回／年	検査資機材倉庫
担架	1 台	1 回／年	〃
除染用具	1 式	1 回／年	〃
被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1 台	1 回／年	車庫
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備 ^{注2}	1 式	1 回／年	再処理事業所内

注 1) 可搬式ダスト測定関連機器のサンプラ及び測定器を可搬式の放射性ヨウ素測定機器としても使用する。

注 2) 日本原燃協と共用する。

別表－４（２）

その他の防災資機材一覧

その他の防災資機材の種類	数 量	点検頻度	保管場所
１．放射線障害防護用器具 呼吸用ボンベ付き防護マスク用予備ボンベ	１０本	１回／年 ^{注１}	防災資機材倉庫
２．計測器等 個人用外部被ばく線量測定器（ガンマ線用）	２０台	１回／年	〃
個人用外部被ばく線量測定器（中性子線用）	２０台	１回／年	〃

注 １） 耐圧検査は １ 回／３ 年とする。

副原子力防災管理者の職位と代行順位

職位	代行順位＊ 1
副所長	1
六ヶ所検査部長	2
安全管理課長	3

＊ 1：原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。

モニタリングポストの仕様

項目	内容
測定対象	空気吸収線量率
検出器	NaI (Tl) シンチレーション、電離箱式
測定範囲	NaI (Tl) シンチレーション： $10^{-2} \sim 10^1 \mu\text{Gy/h}$ 電離箱式： $10^0 \sim 10^5 \mu\text{Gy/h}$
警報	警報ランプ及び警報音
警報設定	$1 \mu\text{Gy/h}$ 、 $5 \mu\text{Gy/h}$ 、 $10 \mu\text{Gy/h}$ 、 $500 \mu\text{Gy/h}$

原子力防災要員の派遣と貸与する防災資機材

項目	派遣要員		貸与資機材	
	要員名	人数	機器名称	台数
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	協議会対応班	2名		
	広報班	1名		
環境モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項	放射線管理班	2名	ガンマ線測定用サーベイメータ	2台
	除染班	2名	中性子線測定用サーベイメータ	1台
			表面汚染密度測定用サーベイメータ	2台
			可搬式ダスト測定関連機器（サンプラ）	2台
	資機材調達・輸送班	2名	個人線量計	10台
			除染用具	1式
原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣	本部からの支援要員	2名		

注1) 状況により増員を考慮すること。

注2) 資機材は公用車を用いて現地まで輸送する。

原子力災害事後対策への派遣要員と貸与資機材

項目	派遣要員		貸与資機材	
	要員名	人数	機器名称	台数
地域への情報提供に関する事項	協議会対応班	1名		
	広報班	2名		
環境モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項	放射線管理班	2名	ガンマ線測定用サーベイメータ	2台
			中性子線測定用サーベイメータ	1台
	除染班	2名	表面汚染密度測定用サーベイメータ	2台
			可搬式ダスト測定関連機器（サンプラ）	2台
	資機材調達・輸送班	2名	個人線量計	10台
			除染用具	1式

注1) 状況により増員を考慮すること。

注2) 資機材は公用車を用いて現地まで輸送する。

他の原子力事業者への派遣要員と貸与資機材

項目	派遣要員		貸与資機材	
	要員名	人数	機器名称	台数
環境モニタリング、 汚染検査及び汚染除 去に関する事項	放射線管理班	2名	ガンマ線測定用サーベイメータ	2台
			中性子線測定用サーベイメータ	1台
	除染班	2名	表面汚染密度測定用サーベイメータ	2台
			可搬式ダスト測定関連機器（サンプラ）	2台
	資機材調達・輸送班	2名	個人線量計	10台
			除染用具	1式

注1) 状況により増員を考慮すること。

注2) 資機材は公用車を用いて現地まで輸送する。

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

平成 年 月 日	
内閣総理大臣 殿 原子力規制委員会 殿	
届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、 許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

平成 年 月 日 原子力規制委員会 殿 青森県知事 殿 六ヶ所村長 殿 届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 （法人にあっては名称及び代表者の氏名） （担当者 所属 電話 ） 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
	区 分	選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		/
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		/

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合に合っては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

平成 年 月 日		
原子力規制委員会 殿 青森県知事 殿 六ヶ所村長 殿		
届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

平成 年 月 日 内閣総理大臣 殿 原子力規制委員会 殿 青森県知事 殿 六ヶ所村長 殿 届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話) 放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第１１条第３項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の 放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の 放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考１ この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

２ 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、第１１条第１号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

３ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

		平成 年 月 日		
内閣総理大臣 殿				
原子力規制委員会 殿				
青森県知事 殿				
六ヶ所村長 殿				
		届出者		
		住 所 _____		
		氏 名 _____ 印		
		(法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
		(担当者 所属 電話)		
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。				
原子力事業所の名称及び場所				
放射線障害防護用具	汚染防護服	組		
	呼吸用ボンベ付き一体型マスク	個		
	フィルター付き防護マスク	個		
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線		
	ファクシミリ	台		
	携帯電話等	台		
計測器等	固定式測定器	台		
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台		
	中性子線測定用サーベイメータ	台		
	空間放射線積算線量計	素子	個	
		リーダー	台	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台		
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台	
		測定器	台	
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台	
		測定器	台	
個人用外部被ばく線量測定器	台			
その他資機材	ヨウ素剤	錠		
	担架	台		
	除染用具	式		
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台		
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

特定事象発生通報

平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿
 原子力規制委員会 殿
 国土交通大臣 殿
 青森県知事 殿
 六ヶ所村長 殿
 関係機関の長 殿

第10条通報

通報者名：公益財団法人核物質管理センター

 六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者
 連絡先：

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の場所及び名称		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設、設備の状況等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

警戒事象発生通報

		平成 年 月 日
原子力規制委員会 殿 青森県知事 殿 六ヶ所村長 殿 関係機関の長 殿		
通報者名：公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者 連絡先：		
警戒事象の発生について、通報します。		
原子力事業所の場所及び名称		
警戒事象の発生時刻		(24時間表示)
発生した警戒事象の概要	警戒事象の種類	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設、設備の状況等	
その他警戒事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定事象の経過連絡

内閣総理大臣 殿 原子力規制委員会 殿 青森県知事 殿 六ヶ所村長 殿 関係機関の長 殿		平成 年 月 日 (第 報)	
通報者名：公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者 連絡先：			
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定に基づく通報以降の情報 をご連絡します。			
原子力事業所の名称及び場所		名称：六ヶ所保障措置センター (事業区分：使用施設) 場所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4-108	
特定事象の発生箇所			
特定事象の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力緊急事態に該当 (□する、□しない)	
	想定される原因	□特定 _____ □調査中	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	別紙を参照	
その他特定事象の把握に参考となる情報		被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有：被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有
		気象情報 (確認時刻 時 分)	・天候： ・風向：方位 ・風速： m/s ・大気安定度：
		周辺環境への影響	☐ 無 ☐ 有
		応急措置	

1. 事故時の運転状況等

事故発生時の工程	工程 設備
----------	-----------------------------

2. 施設の状態

項 目	確認時刻（ 日 時 分）
その他の状況 ・ 臨界 ・ 火災 ・ 爆発 ・ 漏えい	
特記事項	

1. 放射性物質の状況

項 目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 全 α (Bq/h) 全 β (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 全 α (Bq/cm ³) 全 β (Bq/cm ³) 総量 (Bq/cm ³)	
評価時刻での放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 全 α (Bq) 全 β (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以降の放出 (予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	

2. 予測線量

種 類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 Km mSv	方位 Km mSv	方位 Km mSv	方位 Km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 Km mSv	方位 Km mSv	方位 Km mSv	方位 Km mSv

(施設側での計算値)

3. 放射線モニタの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も送付することとする。

排気筒モニタ	
排気筒モニタ	排気筒名： _____ : cps
排気筒以外の放出場所の状況	場所名 : _____ : cps
・ ・ ・	

固定式モニタリング設備地点					
γ 線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	・ ・ ・
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	・ ・ ・
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	・ ・ ・
	・ ・				

可動地点					
γ 線空間線量率	測定地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	・ ・ ・
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	・ ・ ・
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	・ ・ ・
	・ ・				

3. 放射線モニタの状況（続き）

可動地点（続き）						
中性子線空間線量率		測定地点名				
		時 分	$\mu\text{ Sv/h}$	$\mu\text{ Sv/h}$	$\mu\text{ Sv/h}$	...
		時 分	$\mu\text{ Sv/h}$	$\mu\text{ Sv/h}$	$\mu\text{ Sv/h}$	...
		時 分	$\mu\text{ Sv/h}$	$\mu\text{ Sv/h}$	$\mu\text{ Sv/h}$	...
		・ ・				
ヨウ素濃度		測定地点名				
		時 分	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3	...
		時 分	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3	...
		時 分	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3	...
		・ ・				
その他測定項目		測定地点名				
項目		時 分				...
		時 分				...
		時 分				...
		時 分				...
		・ ・ ・				

特定事象の経過連絡（事業所外運搬）

内閣総理大臣 殿 原子力規制委員会 殿 国土交通大臣 殿 青森県知事 殿 六ヶ所村長 殿 関係機関の長 殿		平成 年 月 日（第 報）	
		通報者名：公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者	
		連絡先：	
		特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定に基づく通報以降の情報 をご連絡します。	
原子力事業所の名称及び場所		名称：六ヶ所保障措置センター（事業区分：使用施設） 場所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4-108	
特定事象の発生箇所			
特定事象の発生時刻		平成 年 月 日 時 分（24時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力緊急事態に該当（ ☐ する、 ☐ しない）	
	想定される原因	☐ 特定 _____ ☐ 調査中	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	別紙を参照	
その他特定事象の把握に参考となる情報		被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 （確認時刻 時 分）	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有：被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有
		気象情報 （確認時刻 時 分）	・天候： ・風向：方位 ・風速： m/s ・大気安定度：
		周辺環境への影響	☐ 無 ☐ 有
		応急措置	

1. 輸送容器の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
・火 災 ・爆 発 ・漏えい	
特 記 事 項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項 目	確認時刻 (日 時 分)
放射性物質	
放射線	

特定事象に伴う応急措置の概要報告

		平成 年 月 日
内閣総理大臣 殿 原子力規制委員会 殿 国土交通大臣 殿 青森県知事 殿 六ヶ所村長 殿 関係機関の長 殿		
		報告者：公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者 連絡先：
平成 年 月 日に特定事象の発生について通報いたしました件につきまして、原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、当該事象の応急措置の概要をご報告いたします。		
原子力事業所の場所及び名称		
特定事象の発生箇所		
特定事象に対して取った応急措置の概要	事故対策本部の設置状況	
	被災者等に対する措置状況	
	特定事象の拡大防止措置の状況	
	放射線量等の測定に関する措置状況	
	放射性物質によって汚損された設備等の除染に関する措置状況	
	特定事象発生施設・設備の措置状況	
	その他特定事象に関連して講じた措置の状況	
事業所境界及びその周辺における放射線量等の現状		
その他施設の現状等		

防災訓練実施結果報告書

平成 年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
報告者 住 所 氏 名 _____ 印 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第１３条の２第１項の規定に基づきご報告をいたします。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考１ この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

２ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。